

秩父市農業委員会 令和元年 第10回 定例総会 議事録

1 会 期 令和元年10月23日(水) 午後1時32分から  
同 日 午後2時23分まで

2 議 場 秩父市歴史文化伝承館 1階 第2研修室 [秩父市熊木町]

3 出席した委員(12人)

会 長	12番	条 東 男
会長職務代理者	2番	横 田 友
会長職務代理者	3番	高 橋 信 之
委 員	1番	新 井 初 男
委 員	4番	高 野 忠 財
委 員	5番	富 田 和 雄
委 員	6番	石 橋 総一郎
委 員	7番	新 田 恭 一
委 員	8番	豊 田 恵 男 (遅刻: 午後1時44分から出席)
委 員	9番	加 藤 勝 市
委 員	10番	黒 澤 元 国
委 員	13番	彦久保 利 平

4 欠席した委員(1人)

委 員	11番	豊 田 辰 夫
-----	-----	---------

5 議事日程

日程第1	開 会 ・ 開 議
日程第2	議 事 日 程 の 報 告
日程第3	総 会 成 立 の 報 告
日程第4	議 事 録 署 名 委 員 の 指 名
日程第5	諸 報 告
日程第6	審 議 議 案 の 報 告
日程第7	議 案 審 議

- 議案第49号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについて (2件)
- 議案第50号 農地法第3条の規定による許可申請について (2件)
- 議案第51号 農地法第4条の規定による許可申請について (1件)
- 議案第52号 農地法第5条の規定による許可申請について (7件)
- 議案第53号 農用地利用集積計画の決定について (7件)
- 議案第54号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について (1件)

日程第8 閉 議 ・ 閉 会

6 出席した農地利用最適化推進委員 (12人)

第1区域	吉川	稔	浅見	健
第2区域	笠原	広久	小林	弘
第3区域	田口	俊夫		
第4区域	新井	一郎		
第5区域	番場	誠二	齋藤	武志
第5区域	高岸	義雄	引間	勲
第6区域	千島	初夫	長谷川	満

7 欠席した農地利用最適化推進委員 (2人)

第3区域	小久保	健司
第4区域	大島	正一

8 農業委員会事務局職員

事務局長	齋藤	隆夫	主席主幹	小嶋	祥弘
参 与	高野	明生	主 事	岩田	直樹
主席主幹	新井	幸男	主 幹	新地	広幸
主事補	南	唯			

9 会議の概要

日程第1 開 会 ・ 開 議

**議長 (条会長)** ただいまから、秩父市農業委員会 令和元年第10回定例総会

を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。

## 日程第2 議事日程の報告

**議長（糸会長）** まず、議事日程につきましては、印刷の上、お手許に配付いたしましたので、ご了承願います。

## 日程第3 総会成立の報告

**議長（糸会長）** 本日、11番 豊田辰夫委員、第3区 小久保健司推進委員、第4区 大島正一推進委員から欠席の通告がありました。よって、在任する委員定数の過半数を超えており、定足数に達しておりますので、秩父市農業委員会 会議規則 第6条の規定により、総会は成立しております。

## 日程第4 議事録署名委員の指名

**議長（糸会長）** 次に、議事録署名委員の指名についてですが、議長において指名することに異議はありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

**議長（糸会長）** 異議なしと認めます。よって、議長において指名いたします。7番 新田恭一委員 及び 9番 加藤勝市委員のお二人にお願いいたします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の小嶋主席主幹及び岩田主事を指名いたします。

## 日程第5 諸 報 告

**議長（糸会長）** 次に、諸報告を行います。総会に報告すべき事項のうち、前回総会以降に処理した案件とその結果につきましては、お手許に配布いたしましたので、ご了承願います。事務局長に説明をいたさせます。

**斎藤事務局長** 諸報告について説明いたします。

本日付け、報告文書をご覧ください。

1の農地改良等に係る届出の受理についてですが、申請地は龍勢会館の北東170mの位置にあります。届出事由は、申請地は隣接道路より低いため表土を80cmほど客土し、田畑変換するためです。改良後はねぎ、なす等を作付けする予定です。届出内容を審査しましたところ、改良する面積が1,000㎡未満であり、工事期間が1か月以内であるなど、一時転用としての許可を要しない事案に該当し、申請者は、改良した後も耕作を行う旨を誓約しておりますので、

会長専決により受理いたしました。

次に2の農地法第5条の規定による許可書の取消願ですが、平成30年10月17日付け指令秩農振第5の123号で許可した案件の取消です。

申請地は東都秩父カントリークラブの北西600mの位置にあり、太陽光発電施設を計画しておりましたが、搬入路所有者から使用承諾を取り消されたため、また、違反盛土により行政から原状回復を指示され事業開始のめどが立たないことにより計画を断念し、取消願を申請いたしました。

このことを会長に報告し専決により受理いたしました。

諸報告は以上です。

## 日程第6 審 議 議 案 の 報 告

**議長（条会長）** 次に、本日、審議していただく議案について、事務局長に報告をいたさせます。

**斎藤事務局長** それでは、令和元年 第10回 定例総会において審議していただきます議案について申し上げます。

議案第49号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについてが2件、議案第50号 農地法第3条の規定による許可申請についてが2件、議案第51号 農地法第4条の規定による許可申請についてが1件、議案第52号 農地法第5条の規定による許可申請についてが7件、議案第53号 農用地利用集積計画の決定についてが7件、追加議案として、議案第54号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断についてが1件、以上でございます。よろしくご審議の程お願いします。

**議長（条会長）** ただいま、報告をいたしました議案につきましては、お手許に配付しておりますので、ご了承願います。

## 日程第7 議 案 審 議

議案第49号上程 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについて (2件)

**議長（条会長）** これより議案の審議に入ります。議案第49号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについてを議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

**新井主席主幹** 議案第49号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについて、説明をいたします。

議案書の1ページをご覧ください。

農地を耕作目的で 売買、贈与、貸借等により、その権利を設定し、又は移転する場合、農地法第3条の許可条件を全て満たす必要があります。

その条件の一つに、申請地を含め、耕作する農地の合計面積が、下限面積以上であることという、面積要件があります。

この下限面積要件は、経営面積があまりに小さいと生産性が低く、農業経営が効率的かつ 安定的に継続して行われなことが想定されるため、許可後に経営する農地面積が一定以上にならないと許可できないとしております。

なお、この下限面積は、地域の平均的な経営規模などからみて、地域の実情に合わない場合には、農業委員会で別段の面積を定めることができることとなっており、1の農地法施行規則第17条第1項による区域を設定しております。

また、秩父市農業委員会としては、この規定により平成30年1月22日に開催した全員協議会において、一定の条件を満たす場合は、農地法施行規則第17条第2項の規定に基づき、区域を筆ごとに設定し、その面積を最小で1アールにまで引き下げる取扱いを適用することに決定されました。

議案書の2ページをご覧ください。

本議案を上程いたしますのは、農地法施行規則第17条第2項による区域として、番号1の下吉田 字 新田原内南 畑 2筆 421㎡を設定するものです。

案内図の1ページをご覧ください。申出の所在につきましては、釜の上農園村交差点から南南東約1020mに位置しており、平成28年に売買により取得した土地です。農地の所有者は、耕作を行うとして同地を所有しましたが、今後、農業を行うことが難しくなり、将来的に申出地が遊休農地になる恐れがあるため、意欲ある新規就農者への譲渡を希望しているものです。

続いて番号2ですが、農地法施行規則第17条第2項による区域として、下吉田 字 夏梅 畑 1筆 261㎡を設定するものです。

案内図の2ページをご覧ください。申出の所在につきましては、吉田小学校から北東に約370mに位置しており、平成24年に相続により取得した土地です。

農地の所有者は、自己所有の農地が申請地の隣接地として父の代から耕作してきましたが、この度、申請地が所有地であることが判明しました。これから申請地を耕作する意思もないことから、将来的に申出地が遊休農地になる恐れがあるため、意欲ある新規就農者への譲渡を希望しているものです。

いずれも議決いただいた後はその旨を公示し、市のホームページにおいても周知いたします。

その後、同地にて、新規就農をしようとする者は、農地法第3条第1項の規定による、許可を受けなければなりません。

現地を確認したところ、いずれも保全管理の状態でした。

**議長（衆会長）** 暫時休憩いたします。

休憩：1：42～1：44

**議長（衆会長）** 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

**議長（衆会長）** 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

**13番（彦久保委員）** 議案第49号 番号1、番号2について意見を申し上げます。事務局と番場推進委員と3名で現地を確認しましたが周辺の農地も良く管理されており、こちらも引き続き農地として守っていただけるなら特に問題はないと思います。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

**5区（番場推進委員）** 番号1、番号2について意見を申し上げます。現地を確認してきましたが、廻りの畑も整地されておりどなたかが農地として続けていければ良いことであると思います。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

**議長（衆会長）** ありがとうございます。以上が、担当委員及び推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

**議長（衆会長）** 質疑又は意見はありませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

**議長（衆会長）** 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより採決をいたします。議案第49号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手をする人あり）

**議長（衆会長）** 全員が賛成であります。よって、本案は、申出のとおり、可決することに決しました。

**議案第50号上程 農地法第3条の規定による許可申請について（2件）**

**議長（衆会長）** 次に、議案第50号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。それでは、事務局に議案の説明をいたさせます。

**小嶋主席主幹** それでは、番号1について説明いたします。

議案書の3ページをご覧ください。

本件は、令和元年第9回定例総会において審議いただいた「議案第43号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについて」で決定いただき、農地法施行規則第17号第2項規程に基づき決定された大野原字蓼沼（たでぬま）・畑・1筆・265㎡について譲り受けた旨申し出があったものです。

申請者、土地の所在等は、議案書記載のとおりで、申請地は令和元年に相続により取得した土地です。

案内図の3ページをご覧ください。土地の所在につきましては、原谷小学校の南東約500m離れた場所に位置しています。

譲受人は現在、農地を所有していない新規就農者で、申請地に隣接して居住しており、譲受人との調整も整ったため、この度の申請に至りました。

作付計画としては、申請地に年間を通じて、自家用の一般野菜を作付していきたいとのことです。

現地を確認しましたところ、一部耕作されておりまして、土地は保全管理されておりまして。

**南主事補** 番号2について説明します。

譲受人、譲渡人、申請地等は、議案書記載のとおりです。

案内図の4ページをご覧ください。

申請地は、荒川贄川 字玉田 畑1筆 413平方メートルで、荒川西小学校の北西50m付近に位置し、平成7年に売買により取得した土地です。

申請事由ですが、農業経営規模の拡大です。

譲受人は譲渡人より土地及び家屋を購入することとなっており、隣接の農地も購入したいとのことから申請されました。

現在の耕作面積は合計2043平方メートルと 荒川区域における下限面積要件10アールを上回っており、農作業歴も58年になるとのことです。

作付け計画では、じゃがいも、きゅうり、さつまいもを栽培するとのことです。

現地を確認しましたところ、不耕作地でした。

**議長（糸会長）** 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

**3番（高橋委員）** 議案第50号 番号1について意見を申し上げます。概要は事務局が説明したとおりです。譲渡人は譲受人の甥にあたり年間を通じて野菜の栽培をしたいとのことです。大変良いことだと思います。ご審議よろしく申し上げます。

**3区（田口推進委員）** 番号1の現地は良く耕作されており、引き続き耕作していただければ良いと思います。ご審議よろしく申し上げます。

**2番（横田委員）** 番号2について意見を申し上げます。現地はちょっと手を加えないと耕作するには大変かなと感じましたが、今後農地として守っていただければありがたいと思います。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

**6区（長谷川推進委員）** 番号2の農地ですが陽当たりは良い場所であり、譲受人は他の場所も良く耕作しているので、大丈夫だと思います。ご審議よろしく申し上げます。

**議長（糸会長）** ありがとうございます。以上が、担当委員及び推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

**議長（糸会長）** 質疑又は意見はありませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

**議長（糸会長）** 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより採決をいたします。議案第50号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手をする人あり）

**議長（糸会長）** 全員が賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可することに決しました。

**議案第51号上程 農地法第4条の規定による許可申請について（1件）**

**議長（糸会長）** 次に、議案第51号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に説明をいたさせます。

**岩田主事** それでは、番号1についてご説明いたします。

申請人、土地の所在等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、阿保町 畑 1筆 1549㎡で平成7年に相続により取得した土地です。

土地の所在につきましては、案内図の5ページをご覧ください。申請地は、秩父第一中学校から西に約400m離れた場所にあり、立地の基準につきましては市街化の著しい地域であるため、第3種農地と判断しました。

転用目的は集合住宅用地です。

申請事由ですが、申請者は長期安定収入のためにアパートの賃貸を計画しており、建築規模・住宅環境・学校等公共施設への交通の便、接道等を考慮し、自己



所有地の中で最も適している当地に集合住宅2棟を建築したいとして、申請されました。

資金調達計画も整っております。また隣接の土地所有者からは、転用について差し支えない旨の同意書が添付されており、周囲の営農状況に支障が生じることはないものと考えます。

現地を確認しましたところ、不耕作地となっております。

**議長（条会長）** 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

**9番（加藤委員）** 議案第51号 番号1の案件について意見を申し上げます。概要につきましては、先程、事務局が説明をしたとおりですが、申請事由、近隣の宅地化の状況、第3種農地、申請書類等総合的に判断した場合、止むを得ない事案であると判断します。よろしくご審議の程お願いします。

**議長（条会長）** ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

**議長（条会長）** 質疑又は意見はありませんか。

（「無し」という人あり）

**議長（条会長）** 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより採決をいたします。議案第51号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手をする人あり）

**議長（条会長）** 全員賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。

**議案第52号上程 農地法第5条の規定による許可申請について（7件）**

**議長（条会長）** 次に、議案第52号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に説明をいたさせます。

**高野参与** 私からは、番号1から番号3について説明いたします。

はじめに、番号1ですが、譲受人、譲渡人、施設の概要、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

案内図の6ページをご覧ください。

申請地は、和泉町 畑 1筆 2,995平方メートルの内、495平方メートルで、秩父病院の北東100m付近に位置し、平成11年土地改良法の換地処分により取

得した土地です。

立地の基準につきましては、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

転用目的は、駐車場及び資材置場の一時転用です。

申請事由ですが、譲受人は現在、申請地に隣接する土地において、平成30年6月に転用許可を受けた、社会福祉施設の建設工事を進めております。

この工事の進捗に伴い、工事関係車両の駐車場及び、建築資材のストックヤードが不足し、工程に影響が生じることから、北東側に隣接する申請地を一時的に借り受け、16台分の駐車場とラフタークレーン及び資材の置き場とすることで、工事の進捗と安全の確保を図りたいとして申請されたものです。

事業計画では、申請地に工事用の鉄板28枚を敷き詰め、工事車両等の駐車場と資材の仮置き場として使用し、工事完了後は原形に復旧することとしています。

事業計画、資金計画等も整っておりますので、問題はないと思われま

す。また、隣接農地は譲渡人のみで、周辺農地への影響は無いと考えられます。

現地を確認しましたところ、保全管理の農地でした。

次に、番号2について説明いたします。

譲受人、譲渡人、施設の概要、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

案内図の7ページ写真の左下をご覧ください。

申請地は、久那 字 久保 畑 1筆 99平方メートルで、久那小学校の東北東300メートル付近に位置し、平成23年相続により取得した土地です。

立地の基準につきましては、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

転用目的は、住宅敷地の拡張です。

申請事由ですが、譲受人は、申請地を平成元年4月に、当時の所有者と土地の貸借契約を結び、以後、自宅への出入り口及び駐車場用地として使用してきました。

この度、相続人である譲渡人と所有権の移転を進めていたところ、当申請地は農地転用の許可を受けていない農地であることが判明しました。

しかし、既に30年が経過し、農地に復旧することは難しく、現状のまま使用したいとして、譲渡人、譲受人連名の始末書添付のうえ申請されたものです。

なお、転用にあたって現状に変化は無く、隣接農地への影響は無いと考えられます。

現地を確認しましたところ、住宅への出入り口と乗用車の駐車場所として使用

されてきました。

次に、番号3について説明いたします。

譲受人、譲渡人、施設の概要、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

案内図の7ページ写真の右上をご覧ください。

申請地は、久那 字 久保 畑 2筆 332平方メートルで、久那小学校の東北東480メートル付近に位置し、平成24年相続により取得した土地です。

立地の基準につきましては、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

転用目的は、自己用住宅用地です。

申請事由ですが、譲受人は、現在、市内のアパートにて生活しておりますが、子どもの成長に伴い、何かと手狭となってきたため、自己用住宅の建築を計画していたところ、申請地を譲り受けることとなり申請されたものです。

また、隣接農地は譲渡人のみで、周辺農地への影響は無いと考えられます。

設計図、資金計画等も整っておりますので、問題は無いと思われます。

現地を確認しましたところ、不耕作地でした。

**小嶋主席主幹** 番号4、番号5については、関連がございますので一括して説明いたします。議案書の6ページをご覧ください。

譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等については、議案書記載のとおりです。

申請地は、番号4が大野原字築瀬（ちくせ）・畑・2筆・253平方メートルで、番号5が同じく、畑・1筆・3.89平方メートルで、どちらも平成22年に相続により取得した土地です。

案内図の8ページをご覧ください。

申請地は、秩父鉄道大野原駅の北北西約1,100メートル付近にあり、立地の基準としましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

転用目的は番号4は自己用住宅用地、番号5は住宅敷地拡張です。

申請事由についてですが、番号4については、譲受人は現在、申請地近くのアパートで生活しておりますが、子供も生まれ、住まいも手狭になり、土地を探していたところ、希望にあった土地が見つかり、譲渡人と調整も整い、ここに住宅を建築したいとして申請されました。

資金調達計画は整っており、また、申請地の隣接農地は譲渡人、本人であり、周辺の営農に係る問題は特に無いと思われます。

番号5については、譲受人は申請地の隣接に本年8月に住宅を新築した際に、

屋根が敷地ぎりぎりとなってしまう、番号4の住宅が建築するにあたって、降雪時に雪が隣地に落ちるなどの事象が発生し、迷惑をかけないため、譲渡人と協議したところ、住宅敷地の拡張として使用したいと申請されました。

資金調達計画は整っており、また、申請地に隣接の耕作農地はありませんでした。

申請地を確認しましたところ、草刈り等を行われ、保全管理された土地となっております。

**斎藤事務局長** 番号6について説明します。譲受人、譲渡人、土地の所在、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、蒔田字向原 畑 1筆 498平方メートルで、昭和49年に贈与により取得した土地です。

案内図の9ページをご覧ください。申請地は、県道秩父児玉線 和銅大橋交差点の南西約900メートル付近にあります。

立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

申請事由ですが、譲受人は申請地の隣の妻の実家に居住しておりますが、子ども生まれ何かと手狭になったため、妻の祖父所有地へ自己用住宅を建築したいとして転用申請されました。

資金調達計画も整っており、隣接農地は譲渡人のみで、周辺の営農への影響は特にないと思われまます。

現地を確認したところ、綺麗に保全管理されておりました。

**新井主席主幹** 番号7について説明いたします。

譲受人、譲渡人、土地の所在、権利の種類等は、議案書記載のとおりです。

申請地は下吉田 字 新田原内南 田 1筆 85㎡で、昭和60年に相続により取得した土地です。

案内図の10ページをご覧ください。申請地は、釜の上農園村交差点から南南東に約1370mに位置し、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

転用目的は駐車場用地の拡張です。

申請事由ですが、譲受人は申請地の近隣に居住しており、自宅庭と申請地に隣接する所有地に自家用車を駐車しています。今後長男が結婚することになり、自動車が増えることから駐車場用地の拡張をしたいと申請したものです。

なお、申請地は、秩父市が定める農業振興地域整備計画において農用区域とされた農用地でしたが、令和元年7月31日付けで、農用地から除外する旨の決定を受けております。

資金調達計画も整っており、隣接農地所有者からの承諾書も添付されています。一人所在が分からない隣地所有者がおり承諾書が得られませんでした。申請地が地形上一段高くなっていることから特に問題はないと思われま

す。現地を確認しましたところ、不耕作地でした。

**議長（糸会長）** 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

**4番（高野委員）** 議案第52号 番号1から番号3について意見を申し上げます。番号1は隣接の社会福祉施設の建設工事のための駐車場、資材置場等に一時転用するためのものであり、止むを得ないと判断します。番号2は住宅建築当時から駐車場等の庭として使用しており止むを得ないと判断します。

番号3は現在アパート住まいで自己用住宅建築したいとのことで、止むを得ないと思われま

**3番（高橋委員）** 番号4について意見を申し上げます。譲受人は現在アパート住まいで自己用住宅建築したいとのことです。周りも宅地化しており止むを得ないと判断しました。

次に番号5ですが、最近転用して自己用住宅を建築しましたが、境界一杯に建ててしまい、雪が降って屋根から落ちた場合隣家に迷惑がかかるとのことで敷地拡張するとのことで、止むを得ないと思いま

**8番（豊田委員）** 番号6について申し上げます。内容については事務局が説明したとおりです。実家の隣に建築するとのことで将来を考えた場合良いことだと思いま

**1番（新井委員）** 番号7について意見を申し上げます。現地調査したところ自宅用地だけでは駐車スペースが足りませんので、新たな駐車場が必要だと感じました。ご審議よろしくお願いま

**議長（糸会長）** ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。

これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

**9番（加藤委員）** 確認なんです、番号6の申請地は青地だったと思いま

**齋藤事務局長** 確認しましたが、白地でした。

(翌日再確認した結果、青地であった。なお、平成30年12月27日付けで、農用地から除外する旨の決定を受けていた。)

**議長(会長)** 他に質疑又は意見はありませんか。

(「無し」という人あり)

**議長(会長)** 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第52号について賛成をする諸君の挙手を求めます。

(挙手をする人あり)

**議長(会長)** 全員が賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。

**議案第53号上程 農用地利用集積計画の決定について (7件)**

**議長(会長)** 次に、議案第53号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

**南主事補** 議案第53号 番号1から7について説明いたします。

本案は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により秩父市が農用地利用集積計画を定めるにあたり、いずれも令和元年9月20日付けで、秩父市長からの依頼により、当委員会の決定が求められているものです。

それでは、計画の内容を申し上げます。

本案は、農地中間管理事業により、農地を所有する者から農地を貸したい旨の申し出を受けて、埼玉県が農地中間管理機構に指定しております、公益社団法人埼玉県農林公社が利用権の設定を受けるものです。

なお、貸付けに係る土地について、借受人、貸付人、土地の所在等は議案書記載のとおりです。

案内図の最終ページをご覧ください。貸付地は、荒川総合支所より半径1500m圏内に位置しており、荒川日野字丸山3筆、荒川上田野字越1筆、荒川上田野字事上1筆、荒川上田野字浅越4筆、荒川上田野字原地1筆の計10筆、11266㎡となります。

利用権を設定する期間は、令和2年3月1日から8年間です。

なお、本件につきまして決定をいただいた後には、同公社が農地を貸し付けることとなりますので、借受けを希望する者を募集し、その結果により、農用地利用配分計画を決定することとなります。

現地を確認すると、保全管理の状態でした。

**議長(会長)** 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農

地利用最適化推進委員の意見を伺います。

**2番（横田委員）** 議案第53号について意見を申し上げます。先日事務局と長谷川推進委員と現地確認してきました。案内図では随分飛び地となっておりますが、全て綺麗に管理された農地でした。今後の農地中間管理機構に期待したいと思います。よろしくご審議のほどお願いします。

**6区（長谷川推進委員）** 議案第53号について意見を申し上げます。荒川地区には他にも保全管理された農地が多くありますので、今後益々担い手へ集積されていけばいいと思います。よろしくご審議のほどお願いします。

**議長（糸会長）** ありがとうございます。以上が、担当委員及び担当推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

**議長（糸会長）** 質疑又は意見はありませんか。

（「無し」という人あり）

**議長（糸会長）** 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第53号について市長からの申し出のとおり、決定することに賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手する人あり）

**議長（糸会長）** 全員が賛成であります。よって、本案は、そのように決しました。

**議案第54号上程 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について** (1件)

**議長（糸会長）** 次に、議案第54号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断についてを議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

**新井主席主幹** 議案第54号について説明をいたします。議案書の別紙をご覧ください。

本案は、下吉田 字 首部沢、新田原内南 畑6筆、3, 482平方メートルの土地が農地法第2条第1項に定義する農地に該当するか否かについて判断をお願いするものです。

この土地につきましては、所有者から非農地判断について申し出があったもので、現地を確認したところ山林化しており、人力又は農業用機械では土を掘り返したり反転させたりして耕すことや整地することができず、農地に戻ることが

困難であると思われたものを議案として上程したものです。

ご審議をよろしくお願いします

**議長（糸会長）** 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

**5区（齋藤推進委員）** 議案第54号について意見を申し上げます。概要は事務局が説明したとおりです。所有者は遠方に居住しており、現地確認しましたが山林化しており、農地としては直ぐに耕作できる状況ではありませんでした。よろしくご審議のほどお願いします。

**議長（糸会長）** ありがとうございます。以上が、担当推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

**議長（糸会長）** 質疑又は意見はありませんか。

（「無し」という人あり）

**議長（糸会長）** 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第54号について農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないものと判断することに賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手する人あり）

**議長（糸会長）** 全員が賛成であります。よって、本案は、そのように決しました。

## 日程第8 閉 議 ・ 閉 会

**議長（糸会長）** 以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。これをもちまして、秩父市農業委員会 令和元年第10回定例総会を閉会いたします。